

議案第 22 号

城陽市職員の給与に関する条例の一部改正について

城陽市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 10 日提出

(2022年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

城陽市職員の給与に関する条例（昭和26年城陽市条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第15条の5・第15条の6 略</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第15条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第15条の5・第15条の6 略</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年(2022年)6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年(2022年)6月に支給する期末手当の額は、改正後の城陽市職員の給与に関する条例第15条の4第2項の規定(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び城陽市職員の給与に関する条例第15条の4第4項から第6項まで(城陽市職員の育児休業等に関する条例(平成4年城陽市条例第8号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第17条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年(2021年)12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15
 - (2) 再任用職員 72.5分の10

提案理由

令和3年（2021年）の人事院勧告にかんがみ、国家公務員及び近隣市町の給与改定の動向を考慮し、職員の給与を改定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔給料、旅費及び諸手当〕

第204条 略

② 略

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 略

2～4 略

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

参考資料

城陽市職員の給与に関する条例の一部改正条例要綱

令和3年人事院勧告に係る改正

職員の期末・勤勉手当支給率の改正

<改正前>

| | 6月期 | | 12月期 | | 年間合計 | |
|-------------------------|---------------|------------|---------------|------------|-------------|-------------|
| | 期末 手当 | 勤勉 手当 | 期末 手当 | 勤勉 手当 | 期末 手当 | 勤勉 手当 |
| 再任用職員 以外の職員 (一般職) | 127.5 /100 | 95 /100 | 127.5 /100 | 95 /100 | 255 /100 | 190 /100 |
| 再任用職員 | 72.5 /100 | 45 /100 | 72.5 /100 | 45 /100 | 145 /100 | 90 /100 |
| パートタイム 会計年度 任用職員 | 127.5 /100 | - | 127.5 /100 | - | 255 /100 | - |

<令和4年度(改正後)>

| | 6月期 | | 12月期 | | 年間合計 | |
|-------------------------|--------------|------------|--------------|------------|-------------|-------------|
| | 期末 手当 | 勤勉 手当 | 期末 手当 | 勤勉 手当 | 期末 手当 | 勤勉 手当 |
| 再任用職員 以外の職員 (一般職) | 120 /100 | 95 /100 | 120 /100 | 95 /100 | 240 /100 | 190 /100 |
| 再任用職員 | 67.5 /100 | 45 /100 | 67.5 /100 | 45 /100 | 135 /100 | 90 /100 |
| パートタイム 会計年度 任用職員 | 120 /100 | - | 120 /100 | - | 240 /100 | - |

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

一般職

令和4年6月の期末手当支給額 - (令和3年12月の期末手当支給額
× (15/127.5))

再任用

令和4年6月の期末手当支給額 - (令和3年12月の期末手当支給額
× (10/72.5))

※会計年度任用職員については、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置は適用しない。

※改正前の一般職の職員のうち、令和4年度に引き続き再任用となる職員については、令和4年6月の支給額は改正後の再任用職員の支給率を用いて算出した額から、令和3年12月の引下げ相当額を減じて算出した額とする。